

平成24年度 第2回 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成24年8月21日(火) 午後6時45分～

■場所 釧路市役所2階 第3委員会室

1 開会

2 議事

- (1) 自治基本条例の構造について
- (2) 道内他市の条例について

3 その他

- (1) 今後の検討委員会について
- (2) 感想記入シートについて

4 閉会

【配布資料】

資料1	自治基本条例 条文比較
資料2	今後の検討委員会について
資料3	感想記入シート
参考資料1	道内自治体の自治基本条例施行状況
参考資料2	自治基本条例の構造
参考資料3	自治基本条例 記載項目一覧
参考資料4	市民と協働するまちづくり推進指針

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
1.前文	帯広市は、先住民族であるアイヌの人たちが自然と共生して暮らす大地に、高い志をもった民間の開拓団・晩成社をはじめ、さまざまな地域から入植した人々が、苦難を乗り越え、北海道東部の平原に築いた都市です。農業を基幹産業とする十勝平野の中央部にあって、産業・経済、教育・文化、行政、交通などが集積する中核都市として発展してきました。 私たちは、風土によって培われてきた、おおらかな気風や進取の精神、歴史や文化に誇りをもち、先人から受け継いだ澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、地域のかげがえのない財産として、未来に引き継いでいかなければなりません。 今日、経済の発展、地方分権の進展などにより、地域社会は大きく変化しています。これからの社会においては、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性と魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをめざし、地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくりをすすめていかなければなりません。 そのため、互いに支えあう心と呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定します。	私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。 「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。 私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。 私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。 そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。	わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。 江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやさものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。 わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。 わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にす、人中心のまちづくりを進めていきます。 ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

自治基本条例 条文比較

資料1

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
2.目的	(目的) 第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。
3.基本理念・原則		(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。 (まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。 (市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
4.市民	市民の権利 市民の責務	(市民の権利及び責務) 第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。 2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。 4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	(まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。 (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 (市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。 (市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。
	事業者の権利、責務		(事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
5.市長・職員	市長の責務	(市長の責務) 第5条 市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	(市長の役割及び責務) 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。	(市長の役割と責務) 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。
	職員の責務	(市職員の責務) 第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。 3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	(職員の責務) 第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。 (職員の育成) 第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。	(職員の役割と責務) 第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
6.議会・議員	議会の責務		(議会の役割及び責務) 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。 (市民に開かれた議会) 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。	(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
6.議会・議員	議員の責務		(議員の役割及び責務) 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。	(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実に図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。
7.コミュニティ	コミュニティ	(コミュニティ活動) 第9条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。 2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。		

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
8.情報公開 ・情報共有	情報公開 (提供・共有)	(情報提供) 第12条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。 (情報公開) 第13条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。 (説明責任) 第14条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。	(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。 (情報公開) 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。	(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するように努めなければならない。 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。 (情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	個人情報保護	(個人情報保護) 第20条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるとともに、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。	(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
9.市民参加 ・市民協働	市民参加、 協働	(参加機会の充実) 第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。 (協働の推進) 第8条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。 2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。 3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	(市政への市民参加の推進) 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1) 実施の時期が適切であること。 (2) 効果的かつ効率的な方法によること。 (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。	(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (市民協働の推進) 第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
9.市民参加 ・市民協働	住民投票	(住民投票) 第11条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。 2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。 3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	(住民投票) 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	(住民投票) 第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
	パブリックコメント	(パブリックコメント制度) 第10条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。		

自治基本条例 条文比較

資料1

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.行政運営	総合計画	(総合計画) 第15条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。 4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。	(総合計画等) 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。	(総合計画) 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
	財政計画	(財政運営) 第16条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。	(財政運営) 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。	(財政運営) 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.行政運営	行政運営	(組織及び機構) 第18条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。	(行政運営の基本) 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。 (公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。	(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.行政運営	行政評価	(行政評価) 第17条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。 2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。	(行政評価) 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。 (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。	(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。 (市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
	危機管理	(危機管理) 第22条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。		(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

自治基本条例 条文比較

資料1

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.行政運営	行政手続	(行政手続) 第19条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。		(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	他自治体との連携	(国・道及び他の自治体との関係) 第23条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。	(他の自治体等との連携・協力) 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。	(他の自治体等との連携及び協力) 第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。
	政策法務			(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

名称		帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日		平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
10.行政運営	公益通報			(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
11.条例の位置付け	条例の位置付け	(条例の位置付け) 第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。	(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。
	見直し	(条例の見直し) 第24条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。 2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。	(この条例の見直し) 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。	(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

名称	帯広市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	江別市自治基本条例
施行日	平成18年12月1日	平成19年4月1日	平成21年7月1日
7.その他	(出資団体等) 第21条 市は、出資又はその他の支援等を行う団体等及び指定管理者が行う市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする。	(市民によるまちづくり活動の促進) 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。	

今後の検討委員会について

1. 平成24年度

(1) 日程

第3回：平成24年10月頃

第4回：平成24年11月頃

第5回：平成25年3月頃

(2) 検討の内容

山崎委員長講演で示された5つの検討テーマに沿って、釧路市で行われている関連の取組を材料に、具体的な課題に即して、条例の必要性について意見交換を行う。

【検討テーマ】

- ①情報公開
- ②市民参加
- ③予算編成・決定・執行・決算
- ④市にとって大きな争点となる政策
- ⑤権力（者）の統制

【釧路市の関連の取組】

- ・市民と協働するまちづくり推進指針
- ・広報くしろ
- ・釧路市総合計画
- ・グラフで見る釧路市の財政 等

2. 平成25年度

(1) 日程

第6回～第9回：平成25年5月～8月

(2) 検討の内容

平成24年度の検討を踏まえて、釧路市が作成する条例素案をベースに、具体的な条例の内容について検討を行い、結果をとりまとめる。

上記日程は、あくまで事務局の想定であり、委員会での議論の経過によっては、委員会の回数、内容については変更となる可能性がありますので、ご了承下さい。

FAX送信先：0154-22-4473

資料3

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第2回検討委員会（平成24年8月21日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

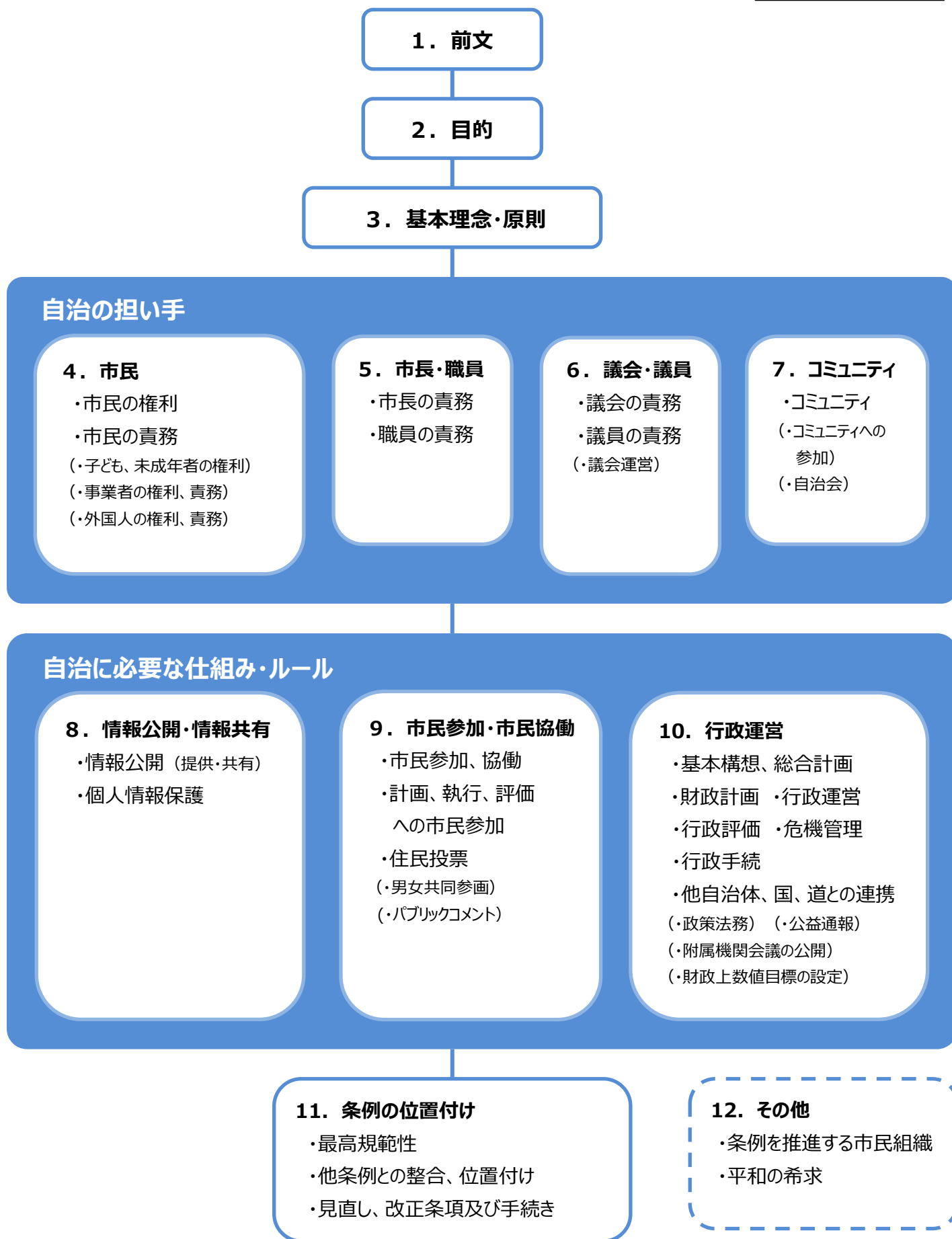
E-mail ku8068@city.kushiro.hokkaido.jp

道内自治体の自治基本条例施行状況

参考資料1

NO	自治体名	条例名	施行日
1	ニセコ町	まちづくり基本条例	平成13年4月1日
2	奈井江町	まちづくり基本条例	平成17年4月1日
3	苫前町	まちづくり基本条例	平成17年10月1日
4	登別市	まちづくり基本条例	平成17年12月21日
5	清水町	まちづくり基本条例	平成18年4月1日
6	遠別町	自治基本条例	平成18年4月1日
7	沼田町	まちづくり基本条例	平成18年4月1日
8	音更町	まちづくり基本条例	平成18年10月1日
9	白老町	自治基本条例	平成19年1月1日
10	芽室町	自治基本条例	平成19年3月5日
11	下川町	自治基本条例	平成19年4月1日
12	札幌市	自治基本条例	平成19年4月1日
13	苫小牧市	自治基本条例	平成19年4月1日
14	留萌市	自治基本条例	平成19年4月1日
15	帯広市	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
16	稚内市	自治基本条例	平成19年4月1日
17	中札内村	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
18	遠軽町	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
19	美唄市	まちづくり基本条例	平成19年9月1日
20	七飯町	まちづくり基本条例	平成19年10月1日
21	平取町	自治基本条例	平成20年4月1日
22	上川町	自治基本条例	平成20年4月1日
23	石狩市	自治基本条例	平成20年4月1日
24	芦別市	まちづくり基本条例	平成20年4月1日
25	上富良野町	自治基本条例	平成21年4月1日
26	幌延町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
27	福島町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
28	厚沢部町	素敵な過疎のまちづくり基本条例	平成21年4月1日
29	三笠市	未来づくり基本条例	平成21年4月1日
30	士幌町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
31	江別市	自治基本条例	平成21年7月1日
32	八雲町	自治基本条例	平成22年4月1日
33	和寒町	自治基本条例	平成22年4月1日
34	名寄市	自治基本条例	平成22年4月1日
35	鹿追町	まちづくり基本条例	平成22年4月1日
36	置戸町	まちづくり基本条例	平成22年4月1日
37	北見市	まちづくり基本条例	平成22年12月21日
38	新十津川町	まちづくり基本条例	平成23年1月1日
39	函館市	自治基本条例	平成23年4月1日
40	美幌町	自治基本条例	平成23年4月1日
41	別海町	自治基本条例	平成23年4月1日
42	中標津町	自治基本条例	平成24年4月1日
43	士別市	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
44	大空町	自治基本条例	平成24年6月21日

(出典：NPO法人公共政策研究所ホームページ)



※ 『都市の自治基本条例制定状況調べ』((社)地方行財政調査会 H23.4)の調査項目を参考に作成。

※ 道内都市の条例の多くで記載されている条文をまとめたもので、(仮称)釧路市自治基本条例の構造を

示したものではない点に留意。

制定自治体名		登別市	札幌市	苫小牧市	留萌市	帯広市	稚内市	美唄市	石狩市	芦別市	三笠市	江別市	名寄市	北見市	函館市	合計
条例名称		まちづくり 基本条例	自治 基本条例	自治 基本条例	自治 基本条例	まちづくり 基本条例	自治 基本条例	まちづくり 基本条例	自治 基本条例	まちづくり 基本条例	未来づくり 基本条例	自治 基本条例	自治 基本条例	まちづくり 基本条例	自治 基本条例	
施行日		17.12.21	19.4.1	19.4.1	19.4.1	19.4.1	19.4.1	19.4.1	20.4.1	20.4.1	21.4.1	21.7.1	22.4.1	22.12.22	23.4.1	
1. 前文		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
2. 目的		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
3. 基本理念・原則		○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○	11
4. 市民	市民の権利	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	市民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	子ども・未成年者の権利												○	○		2
	事業者の権利・責務		○								○	○		○		4
	外国人の権利・責務															0
5. 市長・職員	市長の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	職員の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
6. 議会・議員	議会の責務	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	議員の責務	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	12
	議会運営		○	○												2
7. コミュニティ等	コミュニティ	○			○	○	○	○	○	○			○			8
	コミュニティへの参加規定															0
	自治会に関する規定															0
8. 情報公開・ 情報共有	情報公開（提供、共有）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	個人情報保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
9. 市民参加・ 市民協働	市民参加・協働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	計画・執行・評価への市民参加		○	○					○	○		○	○	○	○	8
	住民投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	男女共同参画							○								1
	パブリックコメント												○			1
10. 行政運営	基本構想・総合計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
	財政計画		○	○		○	○		○			○				6
	行政運営		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	12
	行政評価	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	11
	危機管理			○			○	○	○	○	○	○	○	○		9
	行政手続					○		○	○			○		○		5
	他自治体・国・道との連携		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	政策法務			○				○								2
	公益通報							○				○		○		3
	附属機関会議の公開						○	○						○		3
	財政上の数値目標の設定															0
11. 条例の 位置付け	最高規範性	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		10
	他条例との整合、位置付け		○	○		○	○	○				○	○	○	○	9
	見直し・改正条項及び手続き		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	12
12. その他	条例を推進する市民組織	○		○												2

※ 『都市の自治基本条例制定状況調べ』((社)地方行財政調査会 H23.4) の調査項目を参考に作成。

市民と協働するまちづくり推進指針

平成20年3月

釧路市

はじめに

「市民と協働するまちづくり推進指針」は、市民と行政がともに手をたずさえ、まちづくりを進めていくための道しるべです。

今日、少子・高齢化の進行、地方分権の進展、市民ニーズや価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化しています。地方自治を取り巻くこのような状況の中、環境の変化に対応し、地域の特性を生かした自立したまちづくりを進めていくためには、市職員はもとより、市民一人一人がまちづくりに参加する意識を持つことが重要となっています。

平成１７年１０月１１日に釧路市・阿寒町・音別町が合併し、新釧路市が誕生しました。これからのまちづくりは、地域の共通の課題に対して、市民と行政がともに自立し、対等な関係でそれぞれの役割を果たす協力関係（パートナーシップ）により、取り組んでいく必要があります。

まちづくりを推進するための本指針は、「市民と行政の情報共有」、「まちづくりへの市民参加の推進」、「市民活動の促進」の３つのテーマにより策定いたしました。

今後は、福祉、教育、環境、観光など様々な分野での市民活動に活用していただけるよう周知を図り、「市民と行政の協働によるまちづくり」を進めてまいります。

指針策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆様、また、熱心な議論を重ねていただいた釧路、阿寒、音別各地域協議会委員の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成２０年３月

釧路市長 伊 東 良 孝

目 次

第1章 市民と協働するまちづくり	1
1 地方自治を取り巻く環境の変化	2
（1）社会状況の変化	
（2）地方自治のあるべき姿	
（3）住民と行政の役割分担・協力関係	
（4）地方分権	
2 市民と協働するまちづくりの基本理念	5
（1）釧路市が目指す協働	
（2）取り組みがもたらすもの	
（3）パートナーシップの原則	
第2章 市民と行政の情報共有	9
1 情報公開と情報提供	10
（1）情報の共有化	
（2）情報公開制度	
（3）釧路市情報公開条例	
（4）財政状況の公表	
2 情報の受発信の高度化	17
（1）情報通信技術の活用	
（2）取り組みの方向性	
3 市民参加促進のための広報	19
（1）取り組みの方向性	
第3章 市民参加の推進	20
1 まちづくりへの市民参加	21
2 政策形成・決定過程での市民参加	22
（1）釧路市民意見提出手続条例	
3 政策・施策の実施過程での市民参加	24
（1）市民参加を促進するためのポイント	
（2）行政手続条例の運用	
4 政策・施策評価過程での市民参加	26
（1）市の取り組みについて	
第4章 市民活動の促進	27
1 コミュニティ活動	28
2 ボランティア活動	30
3 企業等のまちづくりへの参加	31
4 市民活動の支援	32
（1）釧路市民活動センター「わっと」	
（2）市民活動のための情報提供	

第 1 章

市民と協働するまちづくり

第 1 章 市民と協働するまちづくり

- 1 地方自治を取り巻く環境の変化
- 2 市民と協働するまちづくりの基本理念

1 地方自治を取り巻く環境の変化

(1) 社会状況の変化

社会基盤整備が一段落し物質的にも充足しつつある現在、これまでの価値観が見直され、個性的で多様な生き方が選択されるようになり、行政には、多様化する価値観やニーズの把握と的確な対応が求められています。

また、少子・高齢化により、福祉や教育などの分野でのニーズが増大し、多様化しています。さらに、核家族化や地域社会の変化により、家庭と地域社会、行政の役割分担を見直す必要が生じています。

その他、環境問題など現代社会が抱えている課題に対応するためには、国民一人ひとりの生活の見直しと国民全体の取り組みが必要となっています。

住民意識の面では、仕事中心のライフスタイル（生活の様式）の見直し、余暇時間の増大、情報化の進展などにより、住民のまちづくりへの参加意欲が高まっています。これに伴い、住民要望は要求型から提案型へ変化してきており、まちづくりの方針決定や、様々な課題の解決に、「住民の選択」を重視していくことが必要となっています。

このような社会状況の変化に対応するため、地方分権をはじめとする、地方自治の在り方を変えていこうとする取り組みが進められています。以下のとおり、「市民協働」も、そのための取り組みのひとつであるといえます。

(2) 地方自治のあるべき姿

地方自治は、「住民自治」と「団体自治」の2つの要素から成り立っています。

「住民自治」とは、その地域の行政は、その地域の住民の意思によって、自主的に処理されることであり、「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が、地域の行政にあたるということです。

地方自治体が、住民の意思によって、自主的にまちづくりを進めていくことが、地方自治のあるべき姿であると考えられます。

リンカーンの言葉を借りれば、「住民の、住民による、住民のための政治」が、まさに地方自治の原則であるといえます。

(3) 住民と行政の役割分担・協力関係

「住民自治」の根本には、

- ・自らの生活は、自らが選択し、責任を持つ（自助）
- ・また、個人のみでは対応できないことについては、住民相互の助け合いにより取り組んでいく（共助）

という考え方があります。

そして、それだけでは限界、非効率なこともあることから、

- ・行政が、住民からの付託を受け、住民からの税金等をもとに、必要な住民サービスを行う（公助）

という仕組みが必要になります。

しかしながら、経済の高度成長に伴い行政サービスが拡大していった時代において、ともすれば、住民などからの求めに応じて自助や共助の範囲にまで行政の守備範囲が拡大していった面があります。

そして、「行政まかせ」や「官主導」という言葉にみられるように、「自分たちのことは自分たちで」という住民自治本来の姿から離れたものになってしまっている面が出てきています。

まちづくりに行政が果たす役割には大きなものがありますが、まちづくりは行政のみで行えるものではありません。

かつてのような経済成長が見込めず財源が制約される一方、新たな行政課題もあり、これまでのように求められたものすべてを行政が引き受けることは難しくなっています。

一方で、経済社会が成熟した今、ボランティア活動との連携など、民間活力を生かしたまちづくりが重視されるようになっていきます。

住民が、まちづくりの主体として、身近なことから少しずつでもまちづくりに加わり、住民と行政が協力しながら取り組んでいくことが本来の住民自治の姿であると考えられます。

こうしたことから、住民と行政の役割分担や協力関係を改めて見直し、ともにまちづくりに取り組んでいこう（協働）という動きが活発になってきているものと考えられます。

POINT

- ・ 住民が、まちづくりの主体としてまちづくりに加わり、住民と行政が協力しながら取り組んでいくことが、本来の住民自治の姿であると考えられます。

(4) 地方分権

「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が、地域の行政にあたるということです。

しかしながら、国への権限と財源の集中は、地方自治体が、自主的に、住民の意向に沿った行政を進めていくことを難しくしており、住民からの要望に対して、地方自治体が、「国の決めたことだから」と対応できないような状況も生んでいました。

こうしたことから、地方自治体が、住民の意向に沿って、自主的にまちづくりをしていくことを可能とする「地方分権」が、進められています。

地方分権により、地方自治体は、自主的なまちづくりが可能となる一方、どのようなまちづくりをしていくのか、自ら選択し、自ら責任を持つことが求められるようになります。

基礎的なインフラ(上下水道、道路といった社会基盤)・サービスの整備という明確な課題が達成されつつある今、地域住民にとって何が重要なのか、住民と行政が一緒に考えて考え、決めていくことが必要となります。

また、自主的にまちづくりを進めていくためには、何かに頼るのではなく、地域が自立し、住民、団体、企業、行政のちからの結集により、取り組んでいくことも必要になっています。

こうしたことから、地方分権社会に対応するために、ともにまちづくりに取り組んでいこう(協働)という動きが活発になるものと考えられます。

2 市民と協働するまちづくりの基本理念

(1) 釧路市が目指す「協働」

住民自治の観点から、また、地方分権型社会において自主的にまちづくりを進めていく観点から、住民と行政の役割分担や協力関係を見直し、ともに考え、協力しながらまちづくりに取り組んでいこうという動きが、全国的に進められています。

釧路市においても、まちの魅力や活力を創出していくために、市民と行政がともに考え、協力しながら取り組んでいくまちづくりを広く進めていくことが必要になっています。

こうしたことから、釧路市が目指している「協働」の意味は、

共通の課題に対して、

市民と行政が、ともに考え、協力しながら取り組んでいくこと

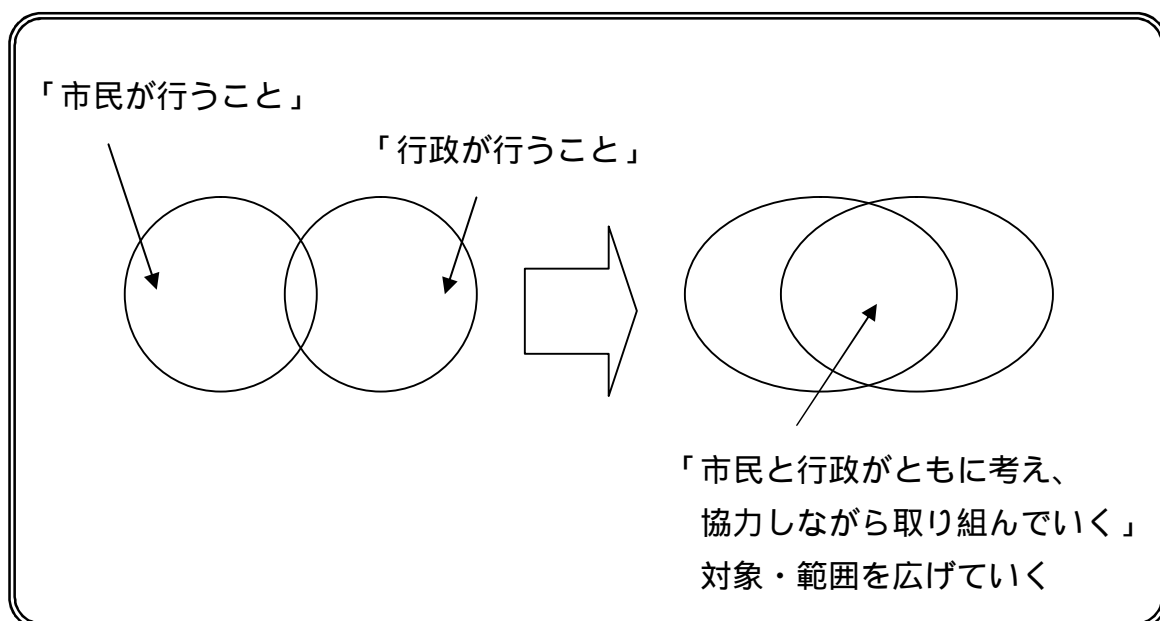
であると考えます。

これまでも、釧路市では、市民の皆さんとともに考えたり、協力しながらまちづくりに取り組んできました。

これから進めようとしている取り組みの目標は、その「市民と行政が、ともに考え、協力しながら取り組んでいく」対象・範囲を、できるかぎり広げていくことです。

「協働」という言葉の語源

「協働」という言葉は、1977年、インディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくこと」の意味を一語で表現するために造語した "coproduction" (co「共に」、production「つくる」) が語源であるといわれています。



(2) 取り組みがもたらすもの

行政にとっては、市民とともに考える機会が増えることにより、より市民の意向に沿ったまちづくりを進めていくことが可能となります。

また、行財政改革が求められる一方、新たな課題が増えていく中、市民と協力しながら取り組む対象・範囲が広がることにより、より多くの課題に対応することが可能となります。

市民と行政が、より多くの場面で協力しながらまちづくりに取り組んでいくことができたならば、釧路をより魅力と活力のあるまちとしていくことが可能になると考えられます。

市民にとっても、より自分たちの意向に沿ったまちづくりが可能になるとともに、まちづくりへの参加の機会が増えることは、互いに認め合う対等な関係をつくることにつながります。

また、市民がまちづくりへの参加によって「自分たちのまちを、自分たちでつくっていく」という喜びや達成感を実感してもらえるようになれば、そこからも市民のまちへの誇りと愛着が増していくものと考えられます。

POINT

- ・ 「協働」とは、「市民と行政が、ともに考え、協力しながら取り組むこと」であり、その対象・範囲を広げていくことがこれからの取り組みの目標です。
- ・ 市民と行政が協働することは、まちづくりの大きなちからとなるとともに、市民のまちへの誇りと愛着が増していくことにもつながるものと考えられます。

(3) パートナースhipの原則

住民と行政の協働によるまちづくりは、住民と行政のパートナーシップ（協力関係）によるまちづくりともいうことができます。

そして、住民と行政のよりよいパートナーシップを実現するためには、次の3つのことが必要になると考えられます。

相互自立 ～ 互いが自立している関係

市町村が国や都道府県に依存し、自らの考えを持たない場合、あるいは市町村が決定権を持っていない場合、住民とのパートナーシップは不完全なものとなります。

また、住民が「行政まかせ」でよいと考えたならば、パートナーシップは成立しません。

住民、行政のそれぞれが、何かに「依存」するのではなく、互いに「自立」していることが、パートナーシップの構築には必要となります。

対等関係 ～ 上下関係ではなく、対等で各々が自由に判断できる関係

住民と行政が「対等な関係」にあることが、パートナーシップの前提となります。

まちづくりの主体は、行政のみではありません。住民と行政のそれぞれが、まちづくりの主体となり、「対等な関係」で、協力しながら取り組んでいくことが本来の姿です。

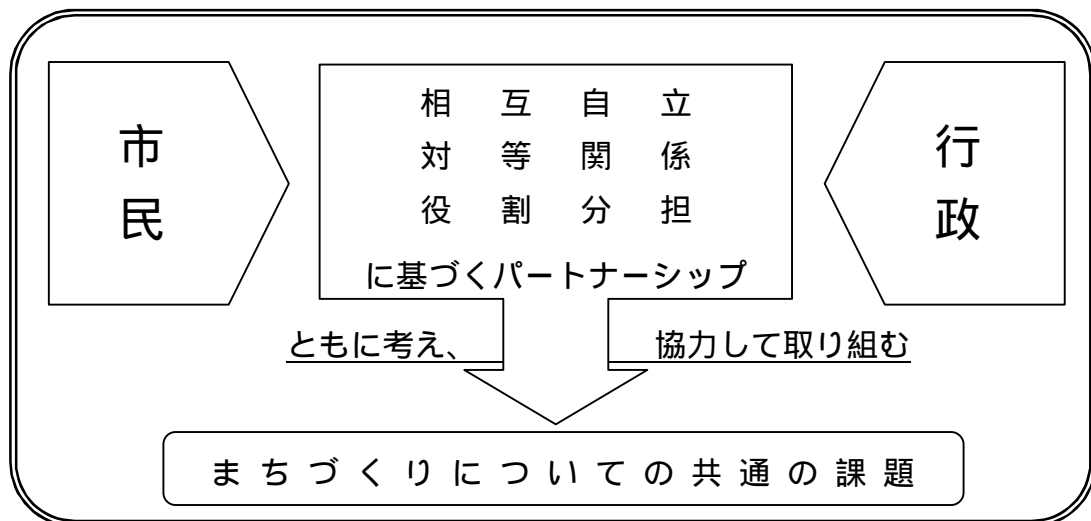
例えば、いわゆる「住民参加」についても、「行政がやっていることに、住民が（お客さんとして、第三者として）参加している」と考えるのではなく、「住民と行政が、対等な関係で、ともに参加している」と考えることが必要です。

役割分担 ～ 共通の課題を持ち、合意による役割分担ができる関係

現在の住民と行政の役割を固定化して考えるのではなく、まちづくりについて、「住民が担うべき役割」「行政が担うべき役割」を再確認するとともに、共通の課題に対して、各々がそれぞれの役割を果たしつつ、協力しながら取り組んでいくことが必要です。

また、各々の役割とされたことについては、それぞれが「責任」を持つことが、必要です。

「市民と協働するまちづくり」を進めていくためには、市民と行政とが、これら「相互自立」、「対等関係」、「役割分担」という考え方に基づいたパートナーシップを構築していくことが必要になります。



POINT

- ・ 「市民と協働するまちづくり」を進めるためには、市民と行政が、
（１）相互自立 （２）対等関係 （３）役割分担
に基づくパートナーシップを構築することが必要です。

第 2 章

市民と行政の情報共有

第 2 章 市民と行政の情報共有

- 1 情報公開と情報提供
- 2 情報の受発信の高度化
- 3 市民参加促進のための広報

1 情報公開と情報提供

(1) 情報の共有化

第 1 章のとおり、これからは住民と行政が協働してまちづくりを進めることが必要となりますが、そのためには、住民と行政が共通の認識を持つための「市民と行政の情報共有」が必要となります。

また、現在、まちづくりについて漠然とした問題意識を持ちつつも、直接的な行動には至っていないという住民も多くいると思われます。

このため、まちづくりへの関心を高め、積極的な参加を促すための「きっかけ」として、行政の積極的な「情報の発信・提供」が必要です。

まちの課題や行政の考えなどの情報や、予定されている事業の目的・効果・財源・論点・選択肢などの必要な情報を、企画立案の段階から、積極的に、適切に、正確に、分かりやすく、そして住民が簡単に入手できるような方法で提供していくことが必要だと考えています。

これにより、まちづくりへの関心を高めることができる一方、これらの課題に対する「住民の意見」も多く出てくるようになると思われます。

そして、住民と行政が互いの情報や考えを交換する機会をつくりだすことにより、相互の信頼関係が生まれ、また、共通の認識で、対等な立場でまちづくりに取り組むことが可能となります。

このように、住民と行政の「情報の共有化」は、「市民と協働するまちづくり」を進めていくための原動力となる取り組みであるといえます。

POINT

- ・ 情報の共有化は、相互の信頼関係を生み出し、また、住民と行政が共通の認識で、対等な立場でまちづくりに取り組むことを可能とするものであるとともに、積極的な参加を促すものであり、「市民と協働するまちづくり」の原動力となります。

(2) 情報公開と情報提供

情報公開について考える場合、公文書公開などの「情報公開」と「情報提供」の違いを明確に認識しておく必要があります。

情報公開とは、住民の求めに応じて情報を公開することで、後述の「釧路市情報公開条例」による公文書公開がこれに当たります。

一方、情報提供とは、公開請求を待つまでもなく市が積極的に情報を提供することを行い、広報誌・ホームページへの掲載、住民説明会の開催、報道機関への報道依頼などがこれに当たります。情報提供には、住民が望む情報の選択、受け手が理解できるような工夫、受け手が望むタイミングなどを考慮することが重要になってきます。

「情報公開」と「情報提供」のいずれか一方があれば、住民の情報需要に応えられるというものではなく、これらは相互に補完する関係にあります。

「市民と協働するまちづくり」を進めていくためにも、「情報公開」と「情報提供」を、引き続き総合的に進めていく必要があります。

情報公開・情報提供と説明責任（アカウンタビリティ）

「アカウンタビリティ（accountability）」という言葉のそもそもの意味は、「委託契約における、受託者の委託者に対する説明責任ないし会計責任」といわれています。

行政は、住民からの付託を受け、住民の出資をもとにサービスを行っており、説明責任とは、その施策について住民に説明する義務であると考えられます。

この説明責任の徹底を図っていくことは、市民との協働によるまちづくりを進めていくためにも不可欠な取り組みであり、行政には、情報公開を進めるとともに、自らの施策や課題などについて、住民に対して積極的に情報を提供していくことが求められると考えられます。

POINT

- ・ 情報公開と情報提供の総合的な推進

(3) 情報公開制度

住民に情報公開請求権を保障する情報公開制度は、「市民と行政の情報の共有」を支えるものとして、今や欠くことのできない制度となっており、平成 1 1 年 5 月には情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）が成立しています。

旧釧路市では、平成 3 年に情報公開条例を制定していましたが、平成 1 7 年 1 0 月 1 日の合併に伴い、旧釧路市、旧阿寒町（平成 1 3 年制定）、旧音別町（平成 1 5 年制定）の条例を一本化して新たに「釧路市情報公開条例」を制定しました。

全国の都道府県・市町村でも、9 9.4 %（平成 1 9 年 4 月 1 日現在）の自治体が条例を制定しています。

情報公開制度の意義として、次のことがあげられます。

公正な行政運営

行政の諸活動を明らかにすることにより、住民一人ひとりがこれを吟味し、評価できるようになり、公正な行政運営を可能とします。

行政への信頼の向上

行政の諸活動を住民に説明する責務を行政に課すことで、住民との信頼関係の向上が図られます。

合意に基づく政策形成

情報を共有した住民のまちづくりへの参加により、行政主導で進められてきた政策過程を、住民と行政の合意に基づく政策過程へと転換させます。

まちづくりへの主体的な参加

情報公開制度の積極的な利用により、情報を共有した住民と行政との協働が可能となり、住民が主体性を持ってまちづくりに参加できるようになります。

POINT

- ・ 情報公開制度の意義

（ 1 ）公正な行政運営

（ 2 ）行政への信頼の向上

（ 3 ）合意に基づく政策形成

（ 4 ）まちづくりへの主体的な参加

- 釧路市情報公開条例について

釧路市情報公開条例は以下の基本原則に従って、制度化されています。

公開原則

市が保有する情報は、原則としてすべて公開し、例外として非公開とする情報は、必要最小限のものとする。

プライバシーの保護

個人のプライバシーは、憲法が保障する基本的人権にかかわるものとして最大限に保護する。

分かりやすい制度の確立

公文書公開の手続きについての請求・公開の窓口の一元化をはじめ、市民が分かりやすく利用しやすい制度を確立する。

これらの基本原則を踏まえ、市が保有している情報は、住民と市との共通の財産であるという認識に立って、情報公開制度を総合的に推進していくことが必要です。

POINT

- ・ 情報公開制度の意義

(1) 公開原則 (2) プライバシーの保護 (3) 分かりやすい制度の確立

釧路市情報公開条例では、第 1 条で、この条例の目的をこのように規定しています。

第 1 条

この条例は、知る権利を基礎とする市政に関する情報を求める市民の権利を明らかにし、市の有する市政の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政への市民の理解と信頼を深め、市民参加の開かれた、公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。

この条例でうたっている「知る権利を基礎とする市政に関する情報を求める市民の権利」とは、地方自治の主体である市民が、市政の理解と参加のために必要な、正確で豊富なあらゆる面の情報を、あらゆる方法によって得ることができる権利であり、市が保有する公文書の閲覧、視聴、写しの交付を求める権利をいいます。従って、条例に定める要件を満たした公文書の公開の請求があったときは、市は、その求めに応じなければならない条例上の義務があり、市の非公開の決定等に対して不服のある方には、法的救済の道が開かれることになります。

また、「市の有する市政の諸活動を市民に説明する責務を全うし」とは、実施機関は市政運営について市民に説明する責務（説明責任）を負っていることを明らかにしたものです。

「公正で民主的な市政の発展に資する」とは、この条例により実現しようとする直接の目的を明らかにしたもので、市政に関する情報の流れを幅広く豊かなものにし、市政に対する市民の理解と信頼を深めることにより、市民本位の開かれた市政をより一層推進していこうということです。

この条例の解釈・運用は、常にこの目的に照らして行われることになります。

POINT

- ・ 情報公開制度の目的 = 知る権利の保障と説明責任

釧路市情報公開条例の主な内容は以下のとおりです。

項 目	内 容
公開請求ができる方	住所、年齢、国籍にかかわらず誰でも。
公開の対象となる情報	市の職員が職務上作成し、または外部から取得した文書・図画・写真・フィルム・ビデオテープ・磁気ディスクなどのうち、組織的に用いるために市が保管しているもの。
公開できない情報	・個人に関する情報で、通常他人に知られたくないと認められる情報 ・法人に関する情報で、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報 ・法令等の規定により公開できないとされている情報、など
公開を実施している機関	市長部局・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者・消防長・議会 指定管理者や市が出資する法人なども対象となります。
費用負担	閲覧・視聴は無料。 写しの交付はA 3判まで 1 枚 10 円。郵送を希望する場合の郵送料は請求者負担。
決定内容に不満がある場合	行政不服審査法による不服申立て、または行政事件訴訟を提起することができる。 ～行政不服審査法～ 国民が行政機関の行った処分に不服があったときに不服を申し立てる手続を定めた法律

(4) 財政状況の公表

釧路市において「市民と協働するまちづくり」を進めていく上で、市民と行政とで共通の認識としておかなければならないことの一つとして、財政状況があげられます。

これまで、次のような方法で、釧路市の財政状況について、市民に周知しています。

「広報くしろ」への掲載（年２回、見開き３ページ） 「グラフで見る財政状況」の公表（年に１回） 「市役所前掲示場」への掲示（年２回）

現在の財政状況の公表は、単年度の予算、決算についての収入支出別の説明に重点が置かれています。これには、地方自治体の予算が総計予算主義（収入のすべてを歳入予算に計上し、支出のすべてを歳出予算に計上する）に基づいており、予算の全容が明らかになり、内容が把握しやすいという一面があります。

しかしながら、財政状況を、単年度だけの歳入歳出に基づく収支だけで説明すると、これまでの経過と今後の財政状況が分かりづらくなってしまいます。

財政状況を公表することの基本的な趣旨は、税金の用途を市民に明確に示すことです。が、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を進めていくためにも、市民が財政状況について、行政と同じ情報を共有していることが前提となります。

このため、市民の立場に立った財政状況の公表として、「どこでも見られること」「興味を持ってもらうこと」「理解をしてもらうこと」「同じ認識に立てること」について、さらに工夫、研究していきます。

また、「地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている」との国の方針を受け、財政情報のわかりやすい開示等を進めるため、新たな公会計制度の整備に努めていきます。この新会計制度の基本的な考え方として、財務省の作成基準への準拠、複式簿記の考え方の導入、地方自治体単体と関連団体なども含む連結ベースでの基準モデルの設定、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の整備があげられており、市としても今後とも関心を持って調査・研究していきます。

POINT

- ・ 市民の立場に立った財政状況の公表、新たな分析手法の研究

2 情報の受発信の高度化

(1) 情報通信技術の活用

現在、情報公開制度による行政情報の公開や広報誌などによる行政情報の提供が行われていますが、今後、「市民と協働するまちづくり」を進めていくためには、行政自らが、積極的に、広範囲に、迅速に、情報を公開・提供していくことが大切になります。

また、政策の形成過程や実施、評価などの各過程において誰もが参加できるシステムづくりや市民と行政の情報ネットワークづくりが必要になります。

このためには、近年の高度化した情報通信技術を活用していくことが有効であると考えられます。

新しい情報通信技術の活用としては、ホームページによる情報提供、電子メールなどによる市民意見の受信を行っているほか、行政内の多様な情報を効率的に収集・活用するために、庁内のパソコンネットワークを構築し、情報の共有化を図っています。しかし、ホームページによる情報提供においては、利用しやすさ（アクセシビリティ）の確保が十分でない状況になっています。

今後は、コンピュータや高度通信技術などを活用し、行政情報のデータベース化を図り、庁内外への情報発信力を高めることが考えられます。

また、インターネットなどによる情報提供システムの拡充や市民との双方向のコミュニケーションシステムを構築することも考えられます。

取り組みにあたっては、情報機器の操作に不慣れな市民への配慮や、個人のプライバシー保護、情報システムのセキュリティの確保などについて十分配慮しながら、これらのシステムを構築していくことが必要となります。

(2) 取り組みの方向性

行政情報のデータベース化

ホームページによる情報の公開や市民からの問い合わせに対応するため、市の各部門で保有している情報のデータベース化を進めていきます。

多様なメディアを活用したコミュニケーション

市では、端末操作が不安な市民への配慮としてタッチパネル式の公開端末の設置をしています。

インターネットを利用した公共施設の予約や電子申請等のシステム化を進めていきます。

また、インターネットを利用する環境がない市民等とのコミュニケーションを可能とするため、既存メディアを活用した方法を検討します。

情報弱者への配慮

パソコンやインターネットをはじめとする情報・通信技術の利用が難しい情報弱者に情報が十分届くよう、主な公共施設等への紙媒体の設置に努めます。

POINT

- ・ 行政情報のデータベース化
- ・ 多様なメディアを活用した情報提供とコミュニケーションづくり
- ・ 情報弱者への配慮

3 市民参加促進のための広報

(1) 取り組みの方向性

現在の広報活動は、主として広報誌やホームページへの掲載のほか、新聞・テレビ・ラジオへの報道依頼など、各種メディアの活用により行われています。

これまでのまちづくりは、市民の代表者と行政とが検討委員会などの場で計画策定を行い、進められてきました。これからは、市民の代表者だけでなく、より多くの市民が参加し、まちづくりを展開する「市民参加型」に取り組むことが求められています。そのため、市民参加を促進するために、市の基本的な政策等の立案に対し、市民から市への意見提出機会を確保する市民意見提出手続（パブリックコメント）の適切な運用に取り組んでいきます。

市民意見提出手続の適切な運用

「市民意見提出手続（パブリックコメント）」の運用に際し、市民から市への意見提出を促進するため、分かりやすい資料の工夫に努める等、各課において広報広聴機能を担い、情報発信に努めることが必要になります。

新たな広報活動方法の取り組み

広報くしろのデータを活用し、情報を必要とする市民への「メールマガジン」の発信

こうした取り組みを進め、市民と行政が、行政情報を共有することにより、対等なパートナーとして積極的に協働していくことが可能となります。

POINT

- ・ 市民意見提出手続の適切な運用
- ・ 新たな広報活動方法の取り組み

第 3 章

市民参加の推進

第3章 市民参加の推進

- 1 まちづくりへの市民参加
- 2 政策形成・決定過程での市民参加
- 3 政策・施策の実施過程での市民参加
- 4 政策・施策評価過程での市民参加

1 まちづくりへの市民参加

地方分権に対応し、自主性、自立性をもって行政を進めていくためには、地方自治体が政策の決定、実施、評価、そして評価に基づく政策の決定という循環型の政策過程を確立するとともに、まちのことは住民自らが決定し、その責任も自分たちが負っていくという、「住民自治」を充実させていくことが必要です。

また、地方分権の流れの中、地方自治体の裁量がこれまで以上に拡大することは、住民に対する地方自治体の責任がこれまで以上に重くなることを意味します。

こうしたことから、政策の決定、実施、評価という全ての過程において、市民が参加できる機会を拡大していくとともに、行政の透明性を高め、行政手続きの適正化などを図ることにより、市民が親しみやすい、開かれた市政を実現していく必要があります。

さらに、限られた財源の下で、これからの行政を運営していくためには、市民と行政が対等な立場で政策について論じ、共に実施していける体制を構築していくことが必要です。

POINT

- ・ 政策の決定、実施、評価の各過程において、市民が参加できる機会を拡大していくことが必要です。
- ・ 行政の透明性を高め、行政手続きの適正化などを図ることにより、市民が親しみやすい、開かれた市政を実現することが必要です。

2 政策形成・決定過程での市民参加

政策の形成・決定段階では、住民説明会、ワークショップ、各種委員会、審議会などの取り組みにより、市民へ情報を提供したり、市民の意見を取り入れています。

審議会等の機能としては、委員の専門的知識やアイデアを活用し、よりよい施策を立案できるようにすることや、行政の独断を回避し住民意見を反映した民主的な施策を実施できるようにすることがあげられます。

市では、審議会の在り方について整理し、各審議会の委員の改選期に次の点に留意することとしています。

女性委員の登用拡大

公募制（一部公募枠の確保等）の導入

同一人物による過度の重複がないよう注意すること

また、審議会等でどのようなことが審議されているのか、市民が知ることができるよう、市のホームページや市役所 1 階市政情報コーナーで議事録等を公開しています。

（１）釧路市民意見提出手続条例

釧路市では平成 19 年度から、市の基本的な政策を定める計画や条例その他の施策等の形成過程において、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への積極的な参画を促進することを目的に釧路市民意見提出手続条例を制定しています。

この市民意見提出手続（パブリックコメント）は、大きくは次の 3 つに区分して実施されます。

案の公表と意見募集

市の基本的な計画や条例などを策定するとき、案の段階で、内容を公表し、意見募集を行います。

提出された意見の考慮

市は提出された意見を考慮し、計画案や条例案への意見の反映を検討します。

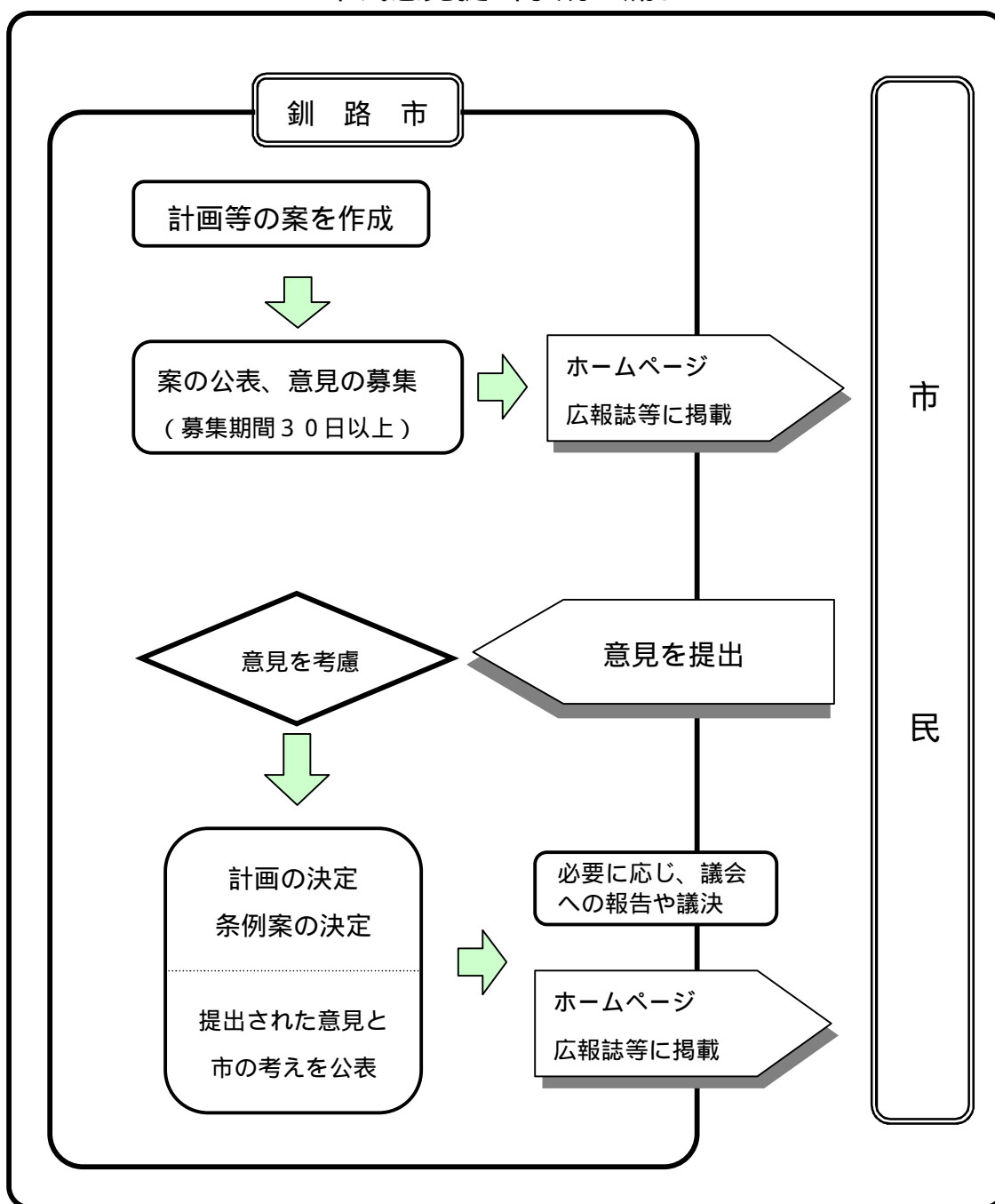
提出された意見とその意見に対する市の考え方の公表

市は計画や条例案を決定する前に、市民から提出された意見の概要とその意見に対する市の考えを公表します。

市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施により、市民は、市の政策の立案から決定までに至った「政策形成過程」を知ることができ、市政運営の透明性や公正性が図られます。

また、寄せられた意見に対する市の考え方を公表するので、提出した意見を市がどう考慮したのかを知ることができます。

市民意見提出手続の流れ



3 政策・施策の実施過程での市民参加

(1) 市民参加を促進するためのポイント

市の施策や事業の実施過程においても、多くの市民の参加を促進し、市民との協働を進めなければなりません。そのためには、市民と行政がパートナーシップを確立し、一緒になって施策や事業を行うとともに、より市民に近い、開かれた市政の実現に向けた取り組みを進めることが必要となります。

政策の実施過程において、取り組む施策や事業が成果をあげるためには、市民の参加を増やしていくことが必要です。

施策や事業の実施という具体的な取り組みを行政と市民が協力して行うことにより協働意識が醸成され、パートナーシップが生まれてきます。そして、そのパートナーシップのもとに、さらに新たな協働の取り組みを行うことが、行政が実施する様々な施策や事業の大きな成果につながることであります。

協働の関係は、その課題の性格や解決への取り組みの手法などにより多様ですが、ここで大切なことは、それぞれの課題ごとに、市民と行政の双方がより望ましいパートナーシップを築くための努力を積み重ねることが重要だと考えています。

ここでは、市民参加のポイントを示します。

計画段階からの市民参加

これまでのように、予算と目的は行政が決め、具体的な内容のみを協働で行うということでは、積極的な市民の参加を得ることは望めないと考えています。

政策の実施段階に多くの市民参加を得るために、計画段階からの参加が重要であり、できるだけ企画立案の初期の段階からの市民参加を進めていきます。

情報提供とネットワークづくり

市が実施する施策や事業について市民の参加を促進するために、多様なチャンネル（経路）を使って情報を提供することが必要だと考えています。

関心を持つ市民や関係団体の参加による多様なネットワークを形成することが大切であり、そうしたネットワークなどを通じて常日頃から必要な情報を提供し、施策や事業に対する興味や理解を深めてもらうことで、そこから市民や企業等の自主的な取り組み、参加の輪が広がっていくと考えています。

参加しやすい環境の整備

行政が実施する施策・事業の分野によっては、参加者が同じメンバーになるなど、偏りが見受けられることから、市民が参加する上での制約となる開催時間に配慮するなど、参加しやすい環境を整えていきます。

参加意欲を増すメニューの工夫

市民参加を促進するためには、市民が参加したいと思うようにメニューを工夫することが大事な視点だと考えています。

例えば、環境家計簿の取り組みは、それを行う市民が、単に環境保全が大事だからということにとどまらず、環境保全に対する具体的な理解を深めることになり、ごみの減量やリサイクルの向上につながっていくことが期待されます。

また、イベントは、それぞれ固有の目的を持つと同時に、行政と市民、企業などの一体感を醸成する上で有効なものであり、多くの市民の参加が望まれます。しかし、伝統ある行事にも、継承すべき若者不在の状況により新旧交代が円滑に進まず、参加者の減少を招くなどの弊害が現れているものもあります。これを防ぐためには、伝統を守りながらも、市民ニーズに対応して、新たな魅力を創り出していくことが必要だと考えています。

行政側の柔軟な対応

行政側が前例主義にとらわれたり、柔軟性の無い対応では、市民参加は広がっていきません。

そのため、施設の運営などにおいて、市民の自主性を尊重し、利用内容のなるべく多くの部分に市民自身が判断・決定できるような工夫していきます。

コミュニケーション、学びあう姿勢

行政の実施した施策や事業に参加した市民がどう感じているのか、これを知らなければ、実施段階における市民との協働のノウハウの蓄積や次への展開は生まれてきません。市民とのコミュニケーションを十分に心がけて、ともに学びあう姿勢を持つことが大変重要だと考えています。

市職員の市民活動への参加促進

パートナーシップは対等な関係、双方向の関係であり、行政への市民参加を求めるだけではなく、職員も市民の一員であるという意識を持ち、積極的に市民活動に参加して行くことが必要だと考えています。

(2) 行政手続条例の運用

行政が行う許認可や行政指導などの手続きについて、より公正で分かりやすいものとし、市民の権利・利益を擁護する手段として、行政手続条例が定められています。

各課では、審査基準、標準処理期間、不利益処分基準を作成して備え置き、公表しています。これにより、市民は「申請はどのような基準で判断されるのか」「許可されるまでの期間はどれくらいか」といった疑問が窓口で解消できるようになっています。

4 政策・施策評価過程での市民参加

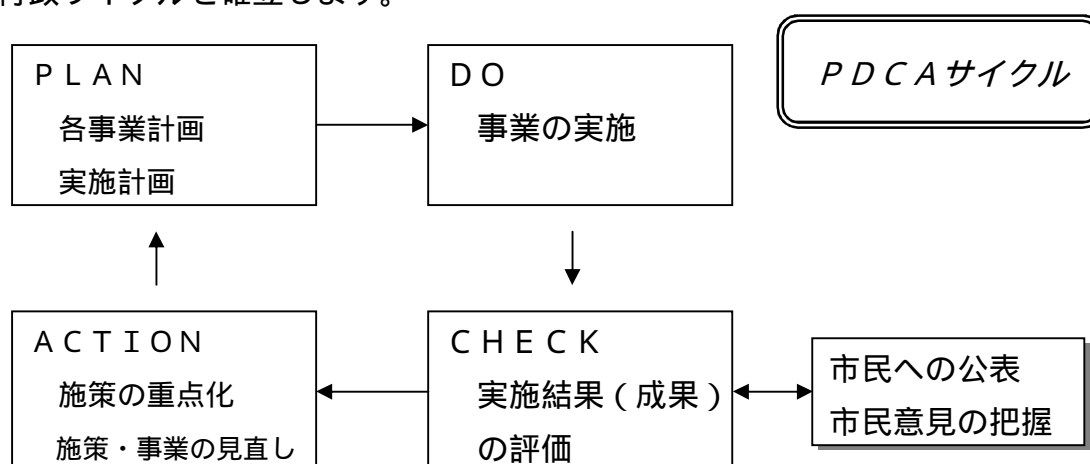
(1) 市の取り組みについて

地方分権型社会において、まちづくりを自主的に、自立して進めていくためにも、実施した施策・事業に対する評価を適切に行い、評価に対する住民の意見をまちづくりに反映させることが重要であり、住民への説明責任を果たすためにも、評価基準と評価結果を公表することが必要です。

評価にあたっては、実際に住民の意向に沿った施策・事業が実施されているか、限られた財源が有効に使用されたか、事前の見通しの誤りや状況の変化により見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価・確認を行うことが必要だと考えています。

また、施策評価を導入する場合は、施策の成果を客観的に評価できる指標を設定し、担当者により評価に差が生じないようにする必要があります。

さらに、行政評価システムの導入により、評価を実施して終りではなく、施策ごとの評価結果を次の施策に生かすために、PLAN - DO - CHECK - ACTIONの循環型行政サイクルを確立します。



加えて、市民参加による総合計画が目指す政策・施策のフォローアップとして、実施状況に対する意見を伺う等、住民意見の反映の場を確保します。

第 4 章

市 民 活 動 の 促 進

第 4 章 市民活動の促進

- 1 コミュニティ活動
- 2 ボランティア活動
- 3 企業等のまちづくりへの参加
- 4 市民活動の支援

1 コミュニティ活動

成熟した地域社会においては、自分でできることは自分でする「自助」、自分でできないことは地域コミュニティやボランティアが協力して支える「共助」、市役所などの公的な機関が支援する「公助」の適切な組み合わせによる一体となったシステムづくりが必要になるといわれています。特に、これからのまちづくりには、コミュニティ活動やボランティア活動などの「共助」の部分が、大きな役割を果たすものと考えられます。

「人と人々が互いに助け合う、住みよい地域づくり」を基本理念として、現在、様々なコミュニティ活動が展開されています。

コミュニティ活動とは、地域社会の中で同じ目的を持った住民自身が、地域の課題や生活上の課題などを自主的に解決し、豊かで住みよい地域社会をつくりあげるものであるといわれています。

釧路市において最も身近なコミュニティ活動として、多くの市民が参加している町内会活動があげられます。地区会館や町内会館などの身近な施設を利用して、イベントなどの交流活動や助け合い、街路灯や公園整備など生活環境の改善などに取り組んでいます。しかし、役員のなり手が中高齢者に偏り、若い世代からの担い手の掘り起こしが課題となっています。

このほか、児童館・児童センターにおける母親クラブの活動や、学校開放を利用したサークル活動が行われています。

また、生涯学習センターとコミュニティセンターなどの中核的な施設においては、芸術文化にふれる機会の提供、活動成果の発表、地域間交流などが行われています。

このように様々な取り組みが行なわれていますが、核家族化や少子化により世代間の交流が減少したことや、都市化により住民相互の一体感が薄れたことにより、人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にする伝統的なコミュニティ意識が希薄化してきているといわれています。

このため、住民相互の交流や連帯感を生み出す地域住民組織の育成やふれあう機会の充実、様々な活動の拠点となる場の整備が必要となっています。

コミュニティ活動を促進するために、次の取り組みが必要と考えます。

啓発活動

より多くの人のコミュニティ活動への参加を促進するためには、コミュニティ活動の意義や目的などについての各種啓発活動により、社会参加への関心を高めていくことが大切です。

コミュニティの創設拡充支援

転入者など新たなコミュニティの一員となった市民に対するコミュニティへの参加の働きかけや、コミュニティの形成が遅れている地区への支援を行うなど、組織化を促進する必要があります。

人材の育成

コミュニティ活動の活性化を図るためには、活動の中心となるコミュニティリーダーの資質向上が不可欠であると考えられます。

行政の役割としては、組織の自主性を尊重しつつ、リーダーを補佐する立場で情報などを提供することや、リーダーとしての資質向上を図る講座や研修を開催することが考えられます。

核家族化が進む中で、結婚などにより親から独立し新しい家庭を築く世代に対し、地域ぐるみの子育てや地域防犯活動の有益性を訴え、コミュニティの一員として地域活動への参加を求める必要があります。

各種サークル団体や地域団体の連携・交流の促進

地域社会には、町内会、自治会、PTA、地域サークル団体などの各種団体があり、これら相互の連携や交流を促進することにより、活動内容の広がりや活動の広域化による活性化を図ることができます。

また、市民の協力により生涯学習の分野における人材情報の充実を図るなど、後世の育成、これから学ぼうとする人の動機付けに役立てています。

POINT

- ・ 市民への啓発活動
- ・ コミュニティ活動に関する人材の育成
- ・ 各種地域団体の連携・交流の促進

2 ボランティア活動

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の際には、全国各地から延べ140万人のボランティアが駆けつけ、被災者の支援活動にあたりました。ここでの活動によりボランティアが社会に広く知られ、社会的に評価されるようになりました。

ボランティア活動は、あくまで、個人の自由な意思によって行われるものです。また、その活動や目的が公益性を持った、社会に開かれたものである必要があり、自己の利益を目的とするものではなく無償が基本です。

釧路市においては、これまで福祉分野におけるボランティア活動が盛んに行われており、その充実した活動は高く評価されています。また、平成5年に開催されたラムサール条約第5回締約国会議を契機に、市民レベルでの国際交流が積極的に推進されるようになったほか、道立釧路芸術館や釧路市立美術館、釧路市こども遊学館の運営に対するボランティア活動など、様々な分野で市民活動による社会サービスが提供されつつあります。

ボランティア活動を促進するために、地域社会の様々な構成員が、次のような取り組みを進めて行くことが必要です。

家庭の役割

家庭では、親子でボランティア活動の意義や活動などについて話し合うとともに、ボランティア活動に積極的に参加する機会をつくることが期待されます。

地域活動団体の役割

地域には、ボランティア団体以外にも様々な活動団体があり、これらの団体が持っている知恵や知識、技術などを社会に生かすことができるような活動を進めることが期待されます。

学校の役割

児童や生徒のボランティア精神を培う観点と人づくりの観点から、教育活動の中に取り入れられているボランティア活動など、地域に根ざし、地域と共にした取り組みを一層促進する必要があります。

企業の役割

企業は、ボランティア休暇制度を採り入れるなど、従業員がボランティア活動に取り組める環境を整備するとともに、企業の持っている技術などを可能な限り社会に生かすよう取り組むことが期待されます。

3 企業等のまちづくりへの参加

地方分権の進展により、地域が自主的にまちづくりを進めることが可能な時代を迎えています。また、多様化する住民の価値観・ニーズに対応するためには、「まちづくりは地方自治体の仕事」という概念ではなく、行政と企業や学校、各種団体などが、対等な立場で連携・参加したまちづくりが必要であると考えられます。

企業や各種団体、学校においても、様々なまちづくり活動が考えられます。これらの活動については、各主体の自主性に委ねられるべきものですが、行政としても、まちづくりへの参加について、理解と協力を得るための働きかけを行い、企業等のまちづくりへの参加を促していくことが必要です。

企業のまちづくりへの参加

企業の人材や施設などを活用したまちづくり活動としては、イベントやボランティア活動への協賛や支援、保有施設の地域への開放などが考えられます。

さらに、まちの景観形成や環境保全の取り組みとして、企業などが保有する建物や敷地、広告物などについて、景観に配慮した色彩や形状の選択や照明、緑化などを行うこともまちづくり活動の一環として考えられます。

また、災害時には、企業の所有する資機材の提供も考えられ、そのためには、事前に防災ネットワークを構築しておくことが必要となりますが、現在、一部の企業と災害協定を結び、実際の災害時には避難施設や飲料等の災害救援物資の提供などの協力が得られることになっています。

各種団体のまちづくりへの参加

各種団体のまちづくり活動としては、企業によるまちづくり活動と同じように、各種団体が持っている技術や知識を生かした取り組みが考えられます。

学校の社会貢献

学校におけるボランティア活動は、児童生徒の社会体験による豊かな心の育成や学校の社会貢献の面からもさらに充実する必要があります。

また、余裕教室の活用や特別教室の機材の活用等により、様々な市民活動の促進に貢献していくことも考えられます。

高等教育機関のまちづくり活動

高等教育機関においても、様々なまちづくり活動が行われていますが、高等教育機関が集積した地域としての利点を生かすためにも、さらに活動を広げていくことが期待されます。

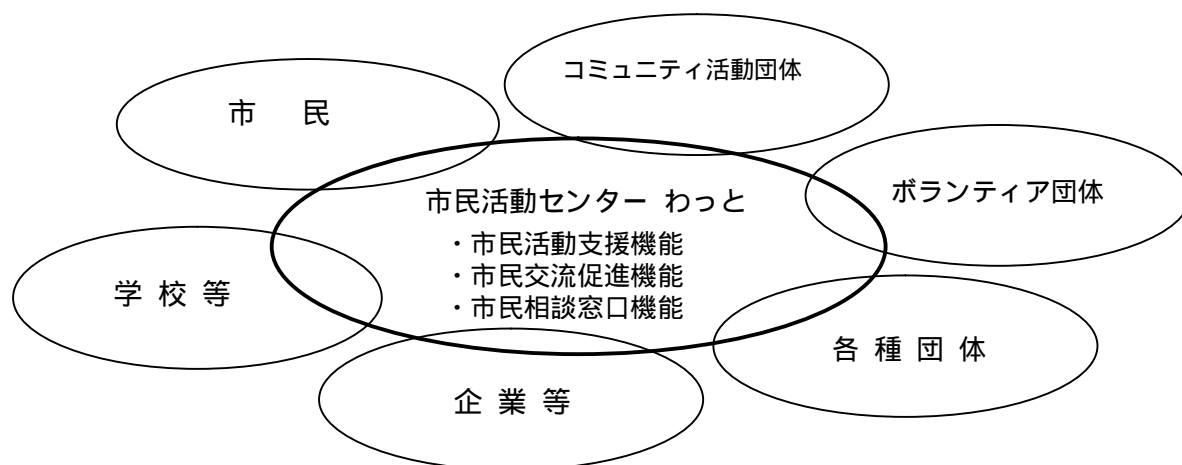
4 市民活動の支援

市民活動の場として、生涯学習センターやコミュニティセンターなど多くの市民や団体に利用されています。また、福祉分野のボランティア活動には、釧路市社会福祉協議会内に設置されたボランティアセンターが、手助けを必要とする人とボランティア希望者のコーディネートや相談、調整、人材の育成、広報誌の発行などによる情報の提供を行っています。

このほか、様々な市民活動をサポートする中核施設として、釧路市民活動センター「わっと」があります。

(1) 釧路市民活動センター「わっと」

釧路市民活動センター「わっと」には、市民活動全般に関する情報の収集や提供、市民活動団体の活動の場、活動団体相互の交流・連携の場としての機能が備わっています。



(2) 市民活動のための情報提供

市では、まちづくりに取り組む上での相談や事業実施のために必要な補助金について各種制度の情報提供を行っています。

市民と協働するまちづくり推進指針

発 行 釧路市 企画財政部 企画課

平成 2 0 年 3 月

〒085 -8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

電話 (0 1 5 4) 2 3 - 5 1 5 1
